

実際、税額がどのように変わっていくのか、具体例をあげてみましょう。



住民税課税額 (円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
雑(年金)所得	1,000,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
	(非課税)			
社会保険料控除	200,000	200,000	200,000	200,000
老年者控除	480,000	0	0	0
配偶者控除	380,000	380,000	380,000	380,000
基礎控除	330,000	330,000	330,000	330,000
控除合計	1,390,000	910,000	910,000	910,000
課税所得	0	290,000	290,000	290,000
所得割額	0	14,500	29,000	29,000
定率控除	(15%) 0	(7.5%) 1,100	0	0
経過措置(減額)	0	8,933	9,666	0
調整額			7,500	7,500
課税所得割額	0	4,400	11,800	21,500
均等割額	0	4,000	4,000	4,000
経過減額措置	0	2,700	1,400	0
課税均等割		1,300	2,600	4,000
課税(納税)額	0	5,700	14,400	25,500
	H16年分	H17年分	H18年分	H19年分
所得税課税額	0	11,200	12,600	7,000

住民税課税額 (円)

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
雑(年金)所得	1,500,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
社会保険料控除	200,000	200,000	200,000	200,000
老年者控除	480,000	0	0	0
配偶者控除	380,000	380,000	380,000	380,000
基礎控除	330,000	330,000	330,000	330,000
控除合計	1,390,000	910,000	910,000	910,000
課税所得	110,000	890,000	890,000	890,000
所得割額	5,500	44,500	89,000	89,000
定率控除	(15%) 900	(7.5%) 3,400	0	0
経過措置(減額)	0	0	0	0
調整額		0	7,500	7,500
課税所得割額	4,600	41,100	81,500	81,500
均等割額	4,000	4,000	4,000	4,000
経過減額措置	0	0	0	0
課税均等割	4,000	4,000	4,000	4,000
課税(納税)額	8,600	45,100	85,500	85,500
	H16年分	H17年分	H18年分	H19年分
所得税課税額	0	59,200	66,600	37,000

◎年金収入240万円 国民健康保険税20万円支払
夫婦共に平成17年1月1日現在70歳以上の方

◎年金収入300万円 国民健康保険税20万円支払
夫婦共に平成17年1月1日現在70歳以上の方

例5 パート収入(妻)ですが、住民税がかかるのでしょうか？
「収入が103万円だと税金がかからない」というお話をよく耳にしますが、これは所得税(国税)の話です。住民税では、所得が28万円を超える方(給与収入93万円超)に均等割4,000円(町民税3,000円、道民税1,000円)がかかります。この均等割ですが、夫に均等割がかかっている妻に関しては均等割がかからないことになっておりましたが、一年の税制改正でこれも廃止となっておりません。

税金は増えると思っていたが、ここまで増えるとは…
負担増を覚悟されていた方も、いざ納税通知書を受け取ってみると、その額を見て驚かれたのではないかと思います。さらに頭の痛い話ですが、来年度は定率減税が廃止されるほか三位一体改革の柱の一つ「税源移譲」によって、税率が一律10%になります。(現行5%、10%、13%)これにより、多くの方は5%の税率適用者です。で、さらなる負担増が確実です。逆に、所得税(国税)は多くの方が減ることになります。反面住民税は増えるのです。税務課と致しましては、ただただ、ご理解とご協力をお願いするしかありません。

問合せ 税務課

☎2513